農業情報研究所(WAPIC) 08年12月26日

既報のとおり(http://www.juno.dti.ne.jp/~tkitaba/earth/energy/news/08122002.htm)、EU の再生可能エネルギー利用促進指令が採択された。

温室効果ガス排出に関しては、化石燃料に比べて 35%以上削減できればよいとする欧州 委員会原案に 2017年以降は 50%以上(2017年以降新たに生産されるものについては 60%) という追加がなされただけで、少なくとも当面、現在主流のバイオ燃料のほとんどが大手を振ってまかりとおることになる。

高度な生物多様性価値を持つ土地、高度の炭素ストックを持つ土地、泥炭地から得られた原料を使って生産されたものではないないという定めはあるが、2007年末以前に原料生産地への転換が済んでいる場合には不問とされた。今後の転換に歯止めがかかるかもしれないが、ブラジル、マレーシア、インドネシアなどの大部分のバイオ燃料も大手を振ってまかりとおることになる。

欧州委員会案ではまったくなかった土壌・水・大気の持続可能性や社会的持続可能性への配慮が加わったが、これらに関する基準は制定されず、欧州委員会に今後の研究と報告を義務付けただけである。

バイオ燃料増産が引き起こす間接的土地利用変化の温室効果ガス排出への影響についても同様である。トウモロコシ、大豆、ナタネなどの重要食料作物をどれほどバイオ燃料生産に転用したとしても、やはり当分は何の歯止めもかからないことになる。この 1 年の議論は何だったのか、そう言うほかない結末ではなかろうか。

以下に、バイオ燃料の持続可能性基準を定めた第 17 条の仮訳を掲げておく。欧州委員会原案になく、追加された部分には下線を施した。言い回しに変化がある場合は、[ ]内に原案の文言を記した。技術的な部分については省略したところ (・・・・・) がある。

## 第17条

バイオ燃料

『注1〕及びその他のバイオリキッド

『注2〕の持続可能性基準

訳注 1)バイオマスから生産される輸送用液体・気体燃料。 訳注 2)バイオマスから生産される電気・暖房・冷房を含むエネルギー目的の液体燃料。

- 1. 原料が欧州共同体の領土の内部で生産されるか、外部で生産されるかを問わず、バイオ燃料及びその他のバイオリキッドは、以下の第2項から第5項に述べられる持続可能性基準を満たす場合にのみ、(a)、(b)、(c)に掲げられた目的のためにカウントされる。
  - (a)本指令の国家目標に関する要件遵守の評価、
  - (b)再生可能エネルギー義務遵守の評価、
  - (c) バイオ燃料及びその他のバイオリキッドの消費に向けた財政的助成対象への指定。 但し、廃棄物及び農業・水産養殖・漁業・林業残滓以外の残滓から生産されるバイオ燃

料とバイオリキッドは、(a)、(b)、(c)に掲げられた目的のためにカウントされるためには第2項に述べられた基準を満たすだけでよい。

2. (a)、(b)、(c)に掲げられた目的のためにカウントされるバイオ燃料及びその他のバイオリキッドの利用による**温室効果ガス(GHG)削減率**は35%以上でなければならない。

2017年からは、本条第1項に述べられた目的のためにカウントされるバイオ燃料及びその他のバイオリキッドの利用による GHG 削減率は 50%以上でなければならない。2017年以後は、2017以後に生産が始まる施設で生産されるバイオ燃料及びその他のバイオリキッドの利用による GHG 削減率は 60%以上でなければならない。

. . . . . .

2008年1月に操業していた施設で生産されるバイオ燃料及びその他のバイオリキッドの場合には、第一パラグラフは2013年4月1日から適用される。

- 3. 本条第 1 項に述べられた目的のためにカウントされるバイオ燃料及びその他のバイオリキッドは、[認定された] **高度な生物多様性価値を持つ土地**、すなわち以後にその土地がなおこのステータスを有するか否かは問わず、2008年1月に次のステータスの一つを有した土地から得られた原料を使って生産されるものであってはならない。
- a)原生林とその他の樹木繁茂地(primary forest and other wooded land)[重大な人間活動により撹乱されていない森林]、すなわちはっきりと目に見える人間活動の徴候がなく、生態過程が大きく撹乱されていない土着種の森林とその他の樹木繁茂地[重大な人間活動の存在が知られていないか、最後の重大な人間の介入が、土着種の構成や過程の回復が可能であったほど昔に行われた森林]。
- b) (i)法律または権限ある機関により指定された**自然保護区域**、または[(b)指定された自然保護区域]。
- (ii)・・・・・国際協定により認定された、または国際機関または国際自然保護連盟により作成されたリストに含まれる希少な、または絶滅の恐れのある、または絶滅が危惧される生態系または種 (rare, threatened or endangered ecosystems or species) の保護区域。これは、原料生産がこれらの自然保護目的に抵触しなかったという証拠が示されないかぎりにおいて適用される。
- c) (i) 高度に生物多様性に富む自然草地、すなわち人間の介入がなく草地にとどまっており、自然の種の構成と生態的特徴及び過程を維持している草地、または
- (ii)高度に生物多様性に富む自然でない草地、すなわち人間の介入のない草地であることをやめ、種が豊かで退化していない草地[高度に生物多様性に富む草地、すなわち種が豊かで、施肥されず、退化していない草地]。これは、原料収穫が草地のステータスの維持に必要であるという証拠が示されないかぎりにおいて適用される。

どの草地が(c)によりカバーされるかを決定するための基準と地理的範囲は欧州委員会が

確定する。・・・・・。

- 4. 第 1 項に述べられた目的のためにカウントされるバイオ燃料及びその他のバイオリキッドは、**高度の炭素ストックを持つ土地**、すなわち 2008 年 1 月に次のステータスの一つを有し、もはやこのステータスを持たない土地から得られた原料を使って作られたものであってはならない。
- a)**湿地**、すなわち永久的に、または1年のうちの長い期間、水に覆われた、または水で飽和した土地[原生湿地を含む永久的に、または1年のうちの長い期間、水に覆われた、または水で飽和した土地]。
- b) 一続きの森林地域、すなわち樹高 5m 以上の樹木を持ち、30%以上が樹冠で覆われているか、樹木が自然にこの閾値に達し得る 1 減以上にわたって広がる土地。
- <u>c)</u>樹高 5m 以上の樹木を持ち、10〜30%が樹冠で覆われているか、樹木が自然にこの閾値に達し得る1 減以上の土地。これは、転換前後の区域の炭素ストックが・・・・・第2項に述べられた条件を満たすという信頼できる証拠が示されないかぎりで適用される。
- この項の諸条項は、原料が得られたときに土地が 2008 年 1 月と同じステータスを持つならば適用されない。
- 5. 第 1 項に述べられた目的のためにカウントされるバイオ燃料及びその他のバイオリキッドは、2008年1月に**泥炭地**であった土地から得られた原料を使って作られたものであってはならない。これは、この原料の栽培と収穫が以前に排水されなかった土壌の排水にかかわらないことが証明されないかぎりにおいて適用される。
- 6. 欧州共同体内で生産され、第 1 項に述べられた目的のためにカウントされるバイオ 燃料及びその他のバイオリキッドの生産に利用される農産原料は、共通農業政策の下での 直接助成スキームのための共通ルール・・・・・を策定する 2003 年 9 月 29 日の理事会 規則 (EC) No 1782/2003 の要件と基準に従って得られるものでなければならない。
- 7. 欧州委員会は、欧州共同体内で消費されるバイオ燃料またはバイオ燃料原料の重要な原産地である第三国及び加盟国の両方について、本条第2項から第5項までで述べられた、また土壌・水・大気保護のための持続可能性基準を尊重するために取られた措置に関して、2年ごとに欧州議会と理事会に報告する。最初の報告は2012年に提出される。
- 欧州委員会は、バイオ燃料需要増大の共同体及び第三国における**社会的持続可能性**に対する影響、及び特に途上国に住む人々に入手可能な価格での食料品の利用可能性とより広範な開発問題に対する EU バイオ燃料政策の影響に関して、2 年ごとに欧州議会と理事会に報告する。報告は土地利用権の尊重に取り組む。報告は、欧州共同体内で消費されるバイオ燃料原料の重要な原産地である第三国及び加盟国の両方について、国が次の国際労働機

関(ILO)条約の各々を批准し、実施したかどうかを述べねばならない。

強制労働に関する条約

結社の自由と団結権保護に関する条約

団結権及び集団交渉権の原則の適用に関する条約

男女労働者の同一労働同一報酬条約

強制労働廃止条約

雇用と職業における差別待遇条約

最低雇用年齢条約

最悪形態児童労働の禁止と即時廃止措置に関する条約

これらの報告は、欧州共同体内で消費されるバイオ燃料原料の重要な原産地である第三 国及び加盟国の両方について、国が次の条約、協定を批准、実施したかどうか述べねばな らない。

生物安全性に関するカルタへナ議定書

絶滅が危惧される野生動植物種の国際貿易に関する条約

最初の報告は2012年に提出される。欧州委員会は、必要であれば、特にバイオ燃料生産 が食料価格に重大な影響を与える証拠が示されるとき、是正措置を提案する。

- 8. 本条を遵守し、他の持続可能性の根拠に基づいて得られたバイオ燃料とその他のバイオリキッドを第1項で述べられた目的でカウントすることを拒否してはならない。
- 9. 欧州委員会は、遅くとも 2009 年 12 月 31 日までに、バイオ燃料とその他のバイオリキッド以外のバイオマスエネルギー利用の持続可能性スキームの要件に関する報告を出す。報告は、必要ならば、バイオマスの他のエネルギー利用のための持続可能性スキームに関する欧州議会及び理事会への提案を伴う。この報告と提案は、革新過程の新たな発展を考慮、最善の利用可能な科学的証拠に基づかねばならない。この目的でなされた分析が、森林バイオマスに関連して、アネックスVの[GHG]計算方法またはバイオ燃料とその他のバイオリキッドに適用される炭素ストックに関連した持続可能性基準への修正の導入が適切であると証明すれば、欧州委員会は、必要ならば、同時にこれに関する提案を導入する。

## 付:間接的土地利用変化の影響の扱い

なお、論議の焦点の一つであった間接的土地利用変化(例えば米国のトウモロコシのバイオ燃料原料としての利用増大による食料品価格上昇が引き起こす世界での食料作物栽培用地の増大)の GHG 排出への影響に関しては、この基準は言及していない。 GHG 計算方法に関する第9条の第6項で、次のように欧州委員会に報告を義務づけただけである。

第9条の6

欧州委員会は、2010年12月31日までに、間接的土地利用変化のGHG排出への影響を

見直し、この影響を最小限にする方法に取り組む報告を欧州議会と理事会に提出せねばならない。この報告は最善の利用可能な科学的証拠に基づき、間接的土地利用変化が引き起こす炭素ストックの変化からの排出に関する具体的方法を含み、本指令、特に第 17 条第 2 項の遵守を確保する。